

静岡県地域における不登校の子どもへの切れ目のない支援事業業務委託仕様書

1 事業の趣旨、目的

不登校の子ども・保護者が抱える悩みやニーズ等に応じ、福祉的な視点で、地域においてきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築の支援を行うことにより、不登校の子どもへの包括的で切れ目のない支援モデルを創出する。

2 業務委託の期間

委託契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務内容

(1) 不登校児童生徒へのアウトリーチ型支援

福祉制度に精通した支援チームが、市町の関係部局等と連携しながら保護者との信頼関係を築き、継続的で適切な支援を実施する。

ア 対象地域

県中部地域（静岡市除く）の市町

イ 対象者

小中学生（主な対象は小学校低学年）

ウ 対象人数

50人以上の支援を目標とすること。

エ 支援対象時期

休み始める時期、家族で過ごし休養する時期、回復傾向にあって他者との関わりが増える時期の3つの時期に着目し、各時期に応じた対象者の適切な支援を実施する。

オ 実施体制

(ア) 支援の実施に当たっては、支援員を3名配置すること。

(イ) 支援員は対象者の社会的自立に向け、支援計画の策定や学校訪問、家庭訪問等の直接的支援を行う者であり、次のいずれかに該当する者とする。

①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

②教育職員免許状取得者で、児童生徒の教育相談に対する実務経験がある者

③静岡県が、①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(ウ) 支援に当たっては、個々の児童生徒に応じた柔軟な体制とすること。

(エ) 事業実施に当たっては、関係する市町の関係部局や学校、静岡県と定期的な打合せを実施するとともに、県のいじめ防止と不登校の子ども支援プロジェクトチームと連携し、支援方法の見直し、改善を図っていくこと。

カ 業務内容

- (ア) 保護者、市町の関係部局、学校等からの相談を幅広く受け付ける。
 - (イ) 個々の児童生徒の支援方法を市町の関係部局、学校等と連携・共有した上で、個々の児童生徒に応じた、支援計画等を作成し、家庭訪問等の支援を行う。
 - (ウ) 支援方法や、訪問時間は各市町の関係部局、学校等と調整しながら実施する。
 - (エ) 支援を開始する際には、まず、児童生徒又は保護者への面談を通じて聞き取りを行い、支援の期間が経過した後、再度聞き取り等を実施することで、支援の結果、児童生徒又は保護者が心理的にどのような変化があったのか等、支援の効果を確認出来るようにする。
 - (オ) 家庭訪問等を実施した場合は、児童生徒本人だけでなく、保護者とも信頼関係を構築し、より良い支援が行えるようにする。
 - (カ) 継続的に、児童生徒、保護者に対する支援を実施するとともに、福祉的支援が必要な場合は、必要な福祉的支援が受けられるまで、支援チームが保護者に寄り添って伴走支援で対応する。
 - (キ) 支援を実施した際には記録を作成し、月毎に報告書を提出する。なお、記録及び報告書の様式は静岡県と協議の上、決定する。
 - (ク) 静岡県、県のいじめ防止と不登校のこども支援プロジェクトチーム、支援チーム、各市町の関係部局等と定期的に支援に係る打合せを実施する。
 - (ケ) 対象者の各時期に応じた支援の結果、支援前より状況の好転が見られた児童生徒の割合等、従事した支援内容、日数及び時間を明記した事業実施報告書（受託者の任意形式）を提出する。
 - (コ) 支援事例等を踏まえた、効果や課題等を明らかにし、事例集を作成すること。内容については静岡県と協議の上、決定する。
 - (カ) 報告会・意見交換会を静岡県が開催予定のため、その際に支援員も参加すること。なお、必要に応じて、資料の作成等に協力すること。
- キ 支援員の勤務形態・給与等について
別表1の単価等に応じて支払いを行うこと。
- ク 広報啓発等
- (ア) 受託者は家庭訪問等のアウトリーチ型支援を実施するにあたり、事業を実施するためのチラシ等を作成し、周知を行い、多くの対象者が支援を活用出来るようにすること。
 - (イ) 事業の周知に当たっては、対象地域の市町関係部局、学校等と十分に連携を図ること。

ケ 役割分担

業務の役割分担については下記表のとおりとする。

区分	内容
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援員の業務内容の調整（受託者と協議） ・ 支援内容等についての見直し、調整 ・ 対象地域の市町関係部局との調整
受託者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施スケジュールの作成 ・ 支援員の採用、雇用 ・ 支援員の勤務管理 ・ 支援員の業務実施に係る必要経費の支出 ・ 対象地域の市町関係部局、学校との調整 ・ 事業実施に係る広報啓発物等の作成 ・ 事例集の作成 ・ 業務実施の報告 ・ 保護者向けセミナー、報告会への支援員の派遣（必要に応じて資料の作成）

(2) 不登校のこどもを支える保護者向けセミナー

ア 対象地域

県内全域

イ 対象者

不登校児童生徒を持つ保護者

ウ 実施方法

対面とオンラインを併用するとともに、対面実施の会場については、静岡県と協議の上、決定する。

エ 実施時期

受託者と静岡県で協議の上、決定する。

オ 参加者数

対面又はオンライン 50 人以上、オンデマンド配信 100 人以上の受講を目標とすること。なお、オンデマンド配信については、視聴した実人数をカウントすること。

カ 実施内容

下記の 3 つの内容を含めたセミナーを 1 回実施する。

(ア) 不登校支援実践者による講話

不登校支援の実践者が、家庭で過ごし休養する時期を主として、子どもと保護者の関わり方等について、県が実施するアウトリーチ型支援の事例も踏まえ、対象者に伝える。

(イ) 過去に不登校だった方の経験談

不登校経験者が過去の経験談を話すことで、当事者であるこどもの気持ちを保護者が学ぶことが出来るようにする。

4 成果物

成果物は下記のとおりとし、委託者に納品すること。

なお、成果物のとりまとめに当たっては、静岡県と十分な調整を行うこと。

著作権は原則、すべて静岡県に帰属するものとする。

- (1) 不登校児童生徒へのアウトリーチ型支援
 - ア 事例集（電子データ）
 - イ 支援計画書、対応記録簿等、支援において活用した書類一式
- (2) 不登校のこどもを支える保護者向けセミナー
 - セミナーアーカイブ動画（電子データ）
- (3) 事業共通
 - 事業報告書（A4版）

5 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に発注者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意を持って業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本業務に係るリスクに対応する保険に加入すること。
- (3) 受託者は業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 3（1）の事業を利用する児童生徒及び保護者との連絡は、事業責任者等、受託者の管理のもと行うこと。児童生徒及び保護者の求めがあった場合においても、支援員がSNS等を用いて個人的に連絡を取ることは避けること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、静岡県及び受託者が協議の上、定めるものとする。

別表 1

区分	内容	対象者	備考
就業場所	中部地域	支援員A～C	参加表明書提出事業者に詳細な就業場所について連絡する。
就業時間	8時30分～17時15分	支援員A 支援員B	7時間45分/1日
	9時～17時	支援員C	
休憩時間	60分	支援員A～C	
就業日	月曜日から金曜日のうち4日～5日勤務とし、年間勤務日数は195日とする。閑散期、繁忙期があることから、月によって16日～19日の勤務日数とする変形労働時間制を採用する。なお、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までは除く（月ごとの勤務日数は静岡県と受託者で調整する。）	支援員A～C	4月については、契約日から支援員の雇用を開始し、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日は除く全ての日を勤務日とする。 （想定：9日程度勤務）
単価	1,941円/1時間	支援員A～C	
期末手当	各期の支給月数（1.2625月）に在職期間に応じた割合（30/100～100/100）を乗じて算定	支援員A～C	<ul style="list-style-type: none"> ・6月分 （期間率 30/100） ・12月分 （期間率 100/100）
勤勉手当	勤務成績に応じた各期の支給月数（1.0625月）に勤務期間に応じた割合（0～100/100）を乗じて算定		
通勤手当	通勤のため公共交通機関、自動車等を活用する職員	支援員A～C	別表2のとおりとする。
休暇制度	年次有給休暇：採用時に付与（7日間） 有給の特別休暇：夏期休暇（3日）、忌引休暇等 無給の特別休暇：育児時間休暇、子の看護休暇等	支援員A～C	参加表明書提出事業者に有休、夏期休暇以外の休暇の日数等について連絡する。

※就業時間について、1日当たり勤務時間は表に示すとおりだが、登校支援、夜の面談等も想定されることから、状況に応じて受託者は静岡県と協議の上、支援に応じた就業開始時間、終了時間の変更について対応すること。

別表 2

区分	内容
対象者	<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金(以下運賃等)を負担する職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具を使用する職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p>
金額	<p>通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満の者 5,500円</p> <p>通勤距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満の者 7,400円</p> <p>通勤距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満の者 9,300円</p> <p>通勤距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満の者 11,200円</p> <p>通勤距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満の者 13,200円</p> <p>通勤距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満の者 15,000円</p> <p>通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 17,300円</p> <p>通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 19,300円</p> <p>通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 21,200円</p> <p>通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 23,200円</p> <p>通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者 25,500円</p> <p>通勤距離が片道40キロメートル以上の者 27,800円</p> <p>※当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき1月当たりの通勤手当の額を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に通勤回数を乗じて得た額とする。</p>
限度額	55,000円
その他	自動車での通勤の場合、駐車場を利用する場合は、最大5,000円計上